第二十五条中「経済産業大臣」を「議長」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十八条第一項中「異議申立人」を「審査請求人」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「異議申立人」を「審査請求人」に、「異議申立書」を「審査請求書」に改める。

第三十一条中「署名押印しなければ」を「記名押印しなければ」に改め、同条第四号中「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第三十二条中「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

（航空機製造事業法施行規則の一部改正）

第四条　航空機製造事業法施行規則（昭和二十九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十八条中「経済産業大臣又はその指名する職員」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員」に改め、同条第四号中「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第四十九条中「経済産業大臣」を「議長」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第五十二条第一項中「異議申立人」を「審査請求人」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「異議申立人または」を「審査請求人又は」に、「異議申立書」を「審査請求書」に改める。

第五十五条中「署名押印する」を「記名押印する」に改め、同条第四号中「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第五十六条中「異議申立人」を「審査請求人」に、「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改める。

（電気用品安全法施行規則の一部改正）

第五条　電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「経済産業大臣又はその指名する職員」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員」に改め、同条第三項中「異議申立て又は」を削る。

第三十六条第二項中「経済産業大臣」を「議長」に改める。

第三十八条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第三十九条中「異議申立人又は」を削り、「、参加人」を「又は参加人」に改める。

第四十四条中「異議申立人若しくは」を削る。

（電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則（昭和四十五年通商産業省令第百三号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「経済産業大臣又はその指名する職員」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員」に改める。

第十六条中「経済産業大臣」を「議長」に改め、又は異議申立人」を削る。

第十九条第一項中「聴聞会」を「意見聴取会」に、「若しくは異議申立人又はこれらの」を「又はその」に改め、「又は異議申立て」を削り、同条第二項中「若しくは異議申立人又はこれらの」を「又はその」に改め、「又は異議申立書」を削る。

第二十条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第二十一条中「若しくは異議申立人」を削る。

第二十二条第二項中「署名押印しなければ」を「記名押印しなければ」に改める。

第二十二条第二項第四号及び第二十三条中「若しくは異議申立人」を削り、「これらの」を「その」に改める。

第二十三条の三中「若しくは異議申立人」を削る。

（経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「経済産業大臣の指名する職員」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員」に改め、同条第二項及び第六項中「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同条第七項中「異議申立人」を「審査請求人」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第八項中「異議申立人」を「審査請求人」に、「異議申立書」を「審査請求書」に改め、同条第十項中「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

（揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項中「経済産業大臣又はその指名する職員」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員」に、「聴聞」を「意見聴取」に改め、同条第二項中「又は異議申立人」を削り、同条第六項中「異議申立人」を削り、「これらの」を「若しくは異議申立人」に改め、「又は異議申立書」を削り、同条第十項中「、異議申立人」を削る。

（日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第九条　日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則（昭和五十三年六月二十二日通商産業省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「経済産業大臣又はその指名する職員」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員」に改め、第二項中「異議申立人」を「審査請求人」に改め、第六項中「異議申立人」を「審査請求人」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、第七項中「異議申立人」を「審査請求人」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、第八項中「異議申立て」を「審査請求」に改め、第九項中「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

（深海底鉱業暫定措置法施行規則の一部改正）

第十条　深海底鉱業暫定措置法施行規則（昭和五十七年通商産業省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「経済産業大臣又はその指名する職員」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員」に改め、同条第二項及び第六項中「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同条第七項中「異議申立人」を「審査請求人」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第八項中「異議申立人」を「審査請求人」に、「異議申立書」を「審査請求書」に改め、同条第十項中「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

（揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則（昭和六十三年通商産業省令第八十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「経済産業大臣の指名する職員」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員」に改め、同条第二項及び第六項中「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同条第七項中「異議申立人」を「審査請求人」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第八項中「異議申立人」を「審査請求人」に、「異議申立書」を「審査請求書」に改め、同条第十項中「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

（計量法施行規則の一部改正）

第十二条　計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第百十五条第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（高圧ガス保安法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部改正）

第十三条　高圧ガス保安法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成十八年経済産業省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「経済産業大臣は」を「審理員（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員をいう。以下同じ。）は」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」を「審理員」に改め、同条第三項中「経済産業大臣」を「審理員」に改め、「又は異議申立人（以下「不服申立人」という。）」を削る。

第二条中「経済産業大臣又はその指名する職員」を「審理員」に改める。

第五条の見出し中「不服」を「審査請求」に改め、同条第一項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服の要旨」を「審査請求の要旨」に改め、同条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第三項中「不服申立人若しくは」を「審査請求人又は」に改め、「又はこれら」を削る。